

防災訓練に参加しよう

①地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
FAX 0538-3212353

9月1日は命を守るリハーサルの日

9月1日(日)は、自治会連合会で定めた総合防災訓練の統一実施日です。

大地震などの大規模災害が発生したとき、行政や消防、警察などの力だけでは十分な対応ができません。被害を最小限に留めるため、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という心構えが、災害に強い地域をつくりまします。

重点項目

▼安否確認

- ・自分の身を守る行動の確認
- ・家族で定めた避難場所の確認
- ・自治会内の組や班で定めた避難場所の確認・周知
- ・安否確認方法の確認
- ・避難行動要支援者への対応

自主防災会による発災直後の安否確認は、その後の救出救助活動のためにも重要です。

▼地域内の危険箇所の把握

- ・危険が迫った際にとるべき行動の確認
- ・「磐田市防災ファイル」などによるハザードマップの確認

自分の地域にはどのような危険（洪水、津波、土砂災害など）があるのかを知り、適切な避難行動がとれるようこの機会に確認しましょう。

いわたホットラインに登録を！

携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、次の防災情報などを配信しています。

- ・避難所の開設状況
- ・避難勧告・指示
- ・土砂災害情報
- ・同報無線放送内容など

自ら情報を得るために、ぜひ登録をしましょう。



地震対策を推進しています

②建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714899
FAX 0538-3312050

万が一のときに備えましょう

市内には、旧耐震基準で建てられ、耐震化が必要な木造住宅が多数あります。地震から一人でも多くの市民を守るため、さまざまな助成制度を設け、地震対策を支援しています。

◆補助対象

- ・ 次の条件を満たす木造住宅の所有者または居住者
- ・ 昭和56年5月31日以前の基準（旧耐震基準）で建築
- ・ 耐震診断で耐震性能が基準に満たない（評点1・0未満）と判定
- ・ 現在居住している

①木造住宅の耐震化の補助

耐震補強工事費用の一部を助成

- ▼補助金額
 - ・ 一般世帯 30～75万円
 - ・ 高齢者等世帯 50～95万円
- ▼補助期間
令和2年度末まで

②木造住宅の解体の補助

耐震化が必要な木造住宅の建て替えなどに伴う解体工事費用の一部を助成

- ▼補助金額
 - ・ 対象工事費の23%以内
 - ・ 一般世帯 最大30万円
 - ・ 高齢者等世帯 最大50万円
- ▼補助期間
令和元年度末まで

※その他の地震対策の助成制度は、市ホームページをご覧ください



▲地震により木造住宅が倒壊した様子

磐田市プレミアム付商品券

(問)福祉課 (i) プラザ3階

☎ 0538-3714814
FAX 0538-3611635

住民税非課税の方・子育て世帯の方が対象

消費税の引き上げが、住民税非課税の方・子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えるため、プレミアム付商品券の販売をします。

対象者

①非課税者

本年度分の住民税が非課税の方
※ただし次に該当する方は除きます

- ・住民税が課税されている方と生計を一にする配偶者、扶養親族など
- ・生活保護受給者 など

②小さな乳幼児のいる子育て世帯の世帯主
2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主

購入引換券の申請方法

非課税者は購入引換券の交付にあたり申請が必要となります。対象となる可能性のある方には、市から8月下旬以降に購入希望の申請書を送付します。

子育て世帯の申請は不要です。9月中旬以降に購入引換券を順次送付します。

購入限度額

1冊(1枚500円の商品券が10枚綴り、5000円分)を4000円で販売。①の場合、対象者1人につき5冊まで購入可。②の場合、子ども一人につき5冊まで購入可。

商品券販売・利用期間

10月1日(火)～来年2月29日(土)
※販売は来年2月28日(金)まで

商品券の購入場所・商品券取扱店

8月下旬以降に郵送でお知らせ。

問い合わせ先(専用コールセンター)

▼申請について
☎ 0538-3916010

▼商品券・取扱店について
☎ 053-451-2351

詐欺に注意

本商品券に関して、市が手数料などの振り込みやATMの操作をお願いすることはありません。

移住・就業支援金の法人登録

(問)経済観光課 (西庁舎1階)

☎ 0538-3714819
FAX 0538-3715013

東京圏からの採用を検討している方必見

県では、東京圏からの移住の促進と中小企業などの人手不足を解消するため、本年度から「移住・就業支援金制度」を開始しました。

移住・就業支援金制度とは

一定期間、東京23区に在住または東京圏に在住し23区へ通勤している方が、静岡県内に移住し、県に法人登録した企業に就職した場合などに、移住者へ1世帯100万円(単身の場合は60万円)が移住先市町から支給されます。支援金制度の詳細は、磐田市秘書政策課(☎0538-3714805)へお問い合わせください。

法人登録の方法

東京圏からの採用を検討している法人は、以下の申請条件や手順、提出書類などをご確認いただき、法人登録をお願いします。

申請は、法人の本社所在地の市町(磐田市は経済観光課)に行ってください。
※詳細は市ホームページでご確認ください

▼法人登録申請の条件

- ・静岡県の運営する求人情報サイト「しずおか就職net」に登録していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・資本金10億円以上の法人でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・本社所在地が東京圏以外の地域にある法人であること など

▼法人登録までの手順

- ①しずおか就職netへ登録
- ②市(経済観光課)へ申請書提出
- ③市が県へ推薦
- ④支援金対象求人登録・公開

▼市へ提出する書類

以下の必要書類をご記入の上、直接市経済観光課へ提出してください。

- ・登録申請書
- ・登録申請に関する誓約事項
- ・雇用保険の適用事業主であることを証する書類の写し

※様式は市ホームページからダウンロード可

ご存じですか? 屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

問 都市計画課 (西庁舎2階)

☎ 0538-3714907
FAX 0538-3612459

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの屋外に表示されている広告板や広告塔、野立ての案内板などを言います。看板を取り付けるための脚も含まれます。

屋外広告物の守るべきルール

▼屋外広告物の許可

屋外広告物を設置するときは、「静岡県屋外広告物条例」により市の許可が必要です。

設置のルールについては、都市計画課や設置を依頼する屋外広告業者に確認してください。

▼屋外広告物の点検

屋外広告物は、風や雨、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされています。気付かぬうちに部材の腐食やゆるみ・劣化が進み、落下・破損・倒壊など思わぬ事故を招くことがあります。

事故を未然に防ぐためにも、看板の所有者による「日常点検」の実施や業者による「定期点検」を依頼しましょう。



静岡県の取り組み

県では2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、高速度路のインターチェンジや、主要駅周辺などを重点に各市町と連携し、県内全域で違反広告物の対策を進め、美しい景観づくりに取り組んでいます。

☑	日常点検項目 (目視)
<input type="checkbox"/>	支柱の根元からサビがでている
<input type="checkbox"/>	看板が傾いている
<input type="checkbox"/>	ブラケット部よりサビが出ている
<input type="checkbox"/>	看板は壁から垂直についていない
<input type="checkbox"/>	アクリル板にひびが入っている
<input type="checkbox"/>	アクリル板が外れそう
<input type="checkbox"/>	パネル (表示面) ががたついている
<input type="checkbox"/>	照明の不点灯などがある
<input type="checkbox"/>	照明器具が傾いたり、外れかけている
<input type="checkbox"/>	看板部材が欠落している

※地震や大型台風の後には、屋外広告業者に臨時点検を依頼しましょう

健康なわたし。健康長寿を目指して

9月15日は老人の日、15日～21日は老人週間です

問 高齢者支援課 (1プラザ3階)

☎ 0538-3714869
FAX 0538-3616495

昭和26年に「としよりの日」としよりの週間」が始まりました。これが、世論を高める力となり、平成13年の老人福祉法の改正で9月15日が「老人の日」、同月21日までが「老人週間」と定められました。

平均寿命が男女とも80歳を超え、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。60歳を過ぎても現役で仕事をされている方や子どもたちの登下校の見守り活動など、ボランティア

ア活動などをされている方が増えています。また、地域では交流センターを中心に、講座やサークル、イベントなど、年間を通してさまざまな地域活動が行われ、老若男女の交流が育まれています。

市民一人一人が、生き生きと安心して暮らせるよう、多年にわたり地域や社会に尽力してこられた高齢者を敬い、地域のみんなでさまざまな地域活動を進めていきましょう。

けんこう **健康とは...**

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康で生きがいを持ち、幸せな生活を営んでいる」という考え方による造語です。

健康には、自ら健康で自立した生活ができるように努めることが大切です。



令和元年度の市内の長寿の状況

- 喜寿 (77歳) 1,932人 (男954人、女978人)
- 米寿 (88歳) 944人 (男355人、女589人)
- 百寿 (100歳) 47人 (男3人、女44人)
- 100歳以上 126人 (男16人、女110人)

※上記は本年度内に年齢に達する方

【最高年齢 男105歳 女108歳】

※最高齢者は令和元年7月1日現在

農地の無断転用は違反です

（問）農林水産課（西庁舎1階）

☎ 0538-3714813
FAX 0538-3711184

農地を住宅や駐車場、太陽光発電施設など、耕作目的以外の用途に利用することを「農地転用」といい、転用する場合は工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

許可を受けない転用は違反です

許可を受けずに農地を転用した場合や、許可を受けていても申請の事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することになります。例えば、露天駐車場として転用許可を受けた農地でも物置や車庫を建てたりすることは違反転用に当たります。

違反すると罰則があります

違反転用の場合、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。罰則の適用もあります。違反転用をすると、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。



農地転用は事前にご相談ください

農地を転用する計画がある場合は、事前に農業委員会事務局（農林水産課）にご相談ください。

なお、市街化区域の農地転用の場合も手続きが必要です。

Q 農地を駐車場として使いたい。自分の農地でも転用申請が必要か？

A 必要です。自身の土地でも、第三者から農地を借りて転用する場合でも、同様に許可が必要です。

Q 転用期間が一時的であっても、許可は必要？

A 必要です。永久ではなく、数カ月程度の一時的な利用であっても、許可は必要です。



みなさんの愛犬は大丈夫ですか 迷子の犬が増えています

（問）環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-3712702
FAX 0538-3715565

最近、市内で保護される犬の数が増加しています。逃げた犬が、人に危害を加えたり、交通事故などで命を落したりするケースもあります。犬を飼っている方は、いま一度飼いや方に問題がないか、見直しと確認をお願いします。

①必ず首輪と鑑札を着けましょう

災害時の対策にもなりますので、首輪と飼い主の連絡先が分かるもの（鑑札や名札など）を着けましょう。

②犬はつないで飼うか、檻や柵で囲って飼いましょう

室内飼いの場合も、出入口に柵を設けるなど、直接外へ逃げ出せないような工夫をしましょう。

③首輪や鎖は古くなっていないか定期的に確認しましょう

犬が逃げてしまう理由の多くが「首輪がゆるくて抜けてしまった」「鎖が古くてちぎれてしまった」というものです。犬の体格に合った首輪を着け、鎖や綱が古くなっていないか日頃から確認をしましょう。

最近、市内で保護される犬の数が増加しています。

④散歩など外へ連れ出すときは必ずリードを着けましょう

小型犬でも必ずリードを着けましょう。



- 首輪 ・ゆるみはないか
- リード ・体に合っているか
- 鑑札
 - ・マイクロチップを入れた場合 飼い主情報の登録・更新

⚡悪天候に注意しましょう

雨風や雷の大きな音に驚いて逃げ出してしまいう犬もいます。悪天候時などは犬の様子に注意してください。

！犬がいなくなったら

犬が逃げてしまった時は環境課と警田警察署（☎37-0110）、県西部保健所（☎37-2245）へ連絡してください。また「そのうち戻ってくるだろう」と思わず、周囲を探さずすぐに動くことが大切です。

